

平成23年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成23年6月15日（水曜日）

議事日程第1号

平成23年6月15日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第41号 専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町一般会計補正予算（第12号））
- 第5 議案第42号 専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 第6 議案第43号 専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 議案第44号 専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 第8 議案第45号 専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町一般会計補正予算（第13号））
- 第9 議案第46号 専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町一般会計補正予算（第1号））
- 第10 議案第47号 八峰町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第48号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第49号 八峰町ふるさと交流センター条例を廃止する条例制定について
- 第13 議案第50号 八峰町自然再生基金条例制定について
- 第14 議案第51号 八峰町国土利用計画について
- 第15 議案第52号 平成23年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第53号 平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第54号 平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

第18 議案第55号 平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第19 議案第56号 平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第57号 平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第21 議案第58号 平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	岡田辰雄	企画財政課長	米森昭一
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
教育次長	辻正英	生涯学習課長	米森博孝
あきた白神体験センター所長	工藤金悦	産業振興課長	須藤徳雄
農林振興課長	松森尚文	建設課長	武田武
幼児保育課長	加賀谷敏一	農業委員会事務局長	小林慶範
学校給食センター所長	木村学	町営診療所事務局長	藤井登志子

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	嶋津宣美	書記	船山厚子
--------	------	----	------

---

午前10時00分 開 会

○議長（須藤正人君） おはようございます。

これより平成23年6月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町会議規則第117条の規定により、13番芦崎達美君、1番松岡清悦君、2番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤克實君） おはようございます。議会運営委員長の佐藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る6月2日、議長同席のもとに全委員出席し議会運営委員会を開き、5月23日付けで議長から諮問のあった平成23年6月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から17日までの3日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日から17日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から17日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成23年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご

多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災により亡くなられた八森字磯村の小林正さんや多くの方々に対し、心からご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された方々には改めてお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

当町では、この震災による直接の被害はほとんどありませんでしたが、長時間停電によってライフラインなどに影響がありました。特に通信手段が途絶えたため、町民は不安な思いをしたところでもあります。幸い、自家発電により防災無線が作動したため町民に停電などの情報を知らせることができ、防災無線の重要性を改めて認識したところがあります。防災無線につきましては、八森地区でまだデジタル化されていない地区があり、より確実に情報を提供するためにも全町デジタル化を推進していきたいと考えており、これと合わせて屋外子局の増設も推進してまいります。

また、昨年度より進めてまいりました全国瞬時警報システムのデータを受信し、町の防災無線から直接情報が流れるシステムが完成し、地震情報や津波情報をより早く提供できるようになりました。テストを経て町民に周知してから、本格稼働することにしております。

町としては、このたびの大震災を教訓に防災計画、防災マニュアルの見直しをする予定であります。

また、このたびの大震災の特徴として津波による被害が甚大であることから、津波ハザードマップを新規に作成するため、関係補正予算を今議会に提出しておりますので、よろしく願いいたします。津波ハザードマップ作成に当たっては、関係自治会の協力を得ながら避難路や避難場所などの見直しを行い、反映させていきたいと考えております。

また、関係自治会への説明の際には、現時点での対応や自治会や町内会単位で作る自主防災組織についても話し合いたいと考えております。

さて、被災地への支援経費や当町に避難されている方々のための支援経費、それから被災地への職員派遣経費について、3月19日と4月1日に補正予算を専決処分させていただきました。当初、町に避難されてきた世帯は12世帯28人でしたが、現在、町に避難

されている世帯は7世帯17人で、このうち町が指定している避難所で生活している世帯は1世帯4人となっております。この世帯は福島原発から20km以内の避難対象地域から避難されてきている世帯で、避難解除の見通しが立っていないことから避難生活が長くなるようです。町としては今後も支援していきたいと考えており、必要経費を今議会に補正計上しておりますので、よろしく願いいたします。

今夏の電力需用見通しですが、電力需用ピーク時に供給不足が予想されております。これにより、国・県においては使用最大電力を15%以上抑制することにしており、国民・県民にも協力を要請しております。町としても役場庁舎などで節電に努めておりますが、この目標に沿って更に節電に努め、町民にも協力をお願いしてまいります。

八峰町共同募金会と共同で募集した義援金につきましては、6月14日現在で985万3,717円となっております。募金してくださいました皆様の善意に心から感謝申し上げます。

次に、4月7日午後7時20分頃、峰浜石川字大野のきのこ栽培工場で出火し、鉄骨一部2階建て延べ約1,291㎡のうち約792㎡を焼失しました。春の火災予防運動期間中の火災ということで非常に残念でありましたが、人的な被害がなかったことは幸いであったと思っております。

また、4月12日には八森字山内でも台所の壁をこがすボヤがあり、今年には既に3件発生していることから、消防署や消防団と協力しながら火災予防に努めてまいります。

次に、春の行政協力員会議を4月21日に開催し、今年度の町の主要事業を説明してご理解、ご協力をお願いしたところであります。東日本大震災後の会議ということで、震災時の自治会からのご協力に感謝申し上げ、今後の対応として、また、自助共助の観点からも自主防災組織の組織づくりをお願いしたところであります。

次に、県民防災の日に合わせた町の総合防災訓練であります。今年度は5月29日の日曜日に田中地区において実施いたしました。大震災を想定しながら大津波が発生した場合の避難体制を確認し、田中地区の中心付近から約700m離れた峰栄館まで実際に徒歩で避難しております。約6分で到着し、地区の代表者などが行方不明者がいないかどうかの確認訓練も行ったところであります。

また、地震による火災に備え、バケツリレー、消火器による初期消火訓練や八峰消防署と消防団による放水による消火訓練も行われました。総勢約160人による訓練で、田中地区の皆さん、そしてご協力くださった八峰消防署・消防団の皆様には心から感謝申し上げます。

次に、県内では先月下旬に高齢者の交通死亡事故が相次いで発生し、高齢者交通死亡事故多発警報が発令されました。当町では、6月1日現在で交通死亡事故ゼロが1485日続いているところではありますが、更に気を引き締め、一層の交通安全運動を推進してまいります。

次に、八峰町5周年記念式典について、3月27日の八峰町誕生の日に合わせて、漫画家の矢口高雄氏の記念講演などを予定しておりましたが、東日本大震災の関係で講演会は延期し、式典の内容も自治功労者の表彰と町民憲章の発表のみに変更して行ったところでもあります。

なお、矢口氏の講演会については11月に開催する方向で現在日程を調査中であります。

次に、全町一斉清掃について申し上げます。

春季の全町一斉清掃が4月17日に行われ、天候にも恵まれ、早朝からたくさんの町民の皆さんが参加してくださいました。例年のように八森地区においては町内の側溝の泥上げや地域周辺の清掃を、峰浜地区においては地域の道路脇に捨てられている缶・瓶・ペットボトルなどを拾い集め、指定場所に運搬していただいたところです。集められたごみは、可燃ごみが約1,350kg、不燃ごみが約810kgで、昨年と比べると可燃ごみで約300kgの増、不燃ごみで約40kgの増と、可燃・不燃ごみとも増加しており、また、不法投棄された自動車のタイヤなどの粗大ごみも多く、引き続き、マナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

早朝から一斉清掃に参加してくださいました町民の皆様には感謝申し上げますと共に、7月9日には八森地区の海岸清掃を計画しておりますので、こちらにも町民多数のご協力をお願いしたいと思っております。

次に、がん等検診事業の推進について申し上げます。

本年度のがん等の検診事業は、4月から人間ドック検診が始まり、6月13日から15日まで峰栄館で実施された早朝検診で本格的にスタートしております。22日から3日間は八峰町文化ホールでも早朝検診が実施されるほか、6月は日中検診や胃がん検診の日を設けており、検診を申し込んだ方はもとより、当初申し込まれなかった方でも検診会場で受け付けできますので、できるだけ多くの町民が検診を受けていただきたいと思います。

本年度からは、大腸がん検診、胃がん検診及び肝炎ウイルス検診へ国・県の補助事業が始まり、節目年齢の方の個人負担を無料としながら、受診率の向上を図ることとして

おります。町では、これらの補助事業を活用し、対象者への検診無料クーポン券の送付などを順次行うこととし、集団検診や人間ドック検診を受けなかった方へは受診勧奨などをしながら、受診率の向上に努めてまいります。

次に、今年度から虫歯予防対策事業として1歳から、こども園年長児までの乳幼児健診時に希望する乳幼児へのフッ素塗布に取り組んでおります。フッ素塗布は、5月18日の3歳児健康診査時から始まっておりますが、保護者からフッ素塗布に対する不安等の声もなく、当日は参加12名の幼児中、既に医療機関で受けている幼児や虫歯治療中で保護者が希望しなかった2名を除く10名が歯科衛生士からフッ素塗布を受け、当日、未受診の幼児の中には、後日、別の幼児健診時1名が塗布を受けるなど、フッ素塗布事業に保護者の方のご理解があると考えております。

次に、昨年度実施した子宮頸がんワクチン接種の状況についてですが、中学生から19歳までの対象者242名のうち、1回目の接種を受けた方は211名、2回目を受けた方は208名、3回目を受けた方は199名となっております。1回目を接種した方の割合ですが、中学生が93.5%、高校生が84.6%、19歳の方が78.8%で、全体では87.2%となっております。町では、今年度も接種対象年齢を中学生から19歳までとしておりますので、対象となられた方はワクチン接種を受けていただきたいと考えております。

次に、八峰町食育推進計画「八峰みんなの食育プラン」を作成しましたので、その経緯や概要についてご報告いたします。

国では、平成18年3月に食育推進基本計画を作成し、食育推進に関する施策の基本的な指針等を定め、秋田県でも平成18年12月に秋田県食育推進計画を作成しております。これらを踏まえ、本町においても町民一人一人が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することを目指し、食育を総合的、計画的に推進するため、八峰町食育推進計画を作成したものです。この計画作成に当たっては、町内子ども園児の保護者へ食に関するアンケートを実施し町民の食に関する現状を調査しながら、策定委員会において八峰町の食育のあるべき姿を、健やかな食生活、食への感謝、食文化の伝承、家族の団らん、食の安心・安全、地産地消の4つの分野から捉え、分野ごとに優先的に取り組むべき目標や目標像を定めると共に、家庭、子ども園や学校、地域、行政など、それぞれにおいて取り組むべき事項を定めております。

食育の推進は、町民一人一人が食育の重要性を認識し、主体的に取り組むことが基本であり、毎日の暮らしの中で推進されるものですが、個人や各家庭に任せるだけでなく、

こども園、学校、産業団体、行政や関係機関などが連携し推進することで、健康、教育、産業、観光などが融合した真に豊かな食育が推進されるものと考えております。本年度は計画の概要を町民に周知すると共に、食育への取り組みの機運を高めることを目的に、八峰みんなの食育フェアを10月に開催する予定としております。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業について申し上げます。

本事業は、厳しい雇用情勢への対応として県が造成した基金を原資に平成21年度から実施している事業であります。最終年度となる本年度は、ふるさと雇用事業として7事業、緊急雇用創出事業として11事業が採択となり、4月の面接試験を経て37人の雇用が確保されております。地域の雇用情勢は依然として厳しい状況にあることから、引き続き県基金事業の積極的な活用を努め、雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、八峰町雇用創出基金を活用した八峰町雇用創出活動支援事業についてですが、本事業も平成21年度からスタートし、本年度が最終年度となります。この間、雇用の確保や新商品の開発、販路開拓などに一定の成果を上げており、本年度も4月に審査会を開催し、第一次の交付決定を行っております。予算の若干の残額はありますが、今後の要望見込みなども考慮し、本定例会に基金残額分850万円を予算計上しましたので、よろしくお願いたします。

次に、第4弾プレミアム付き商品券発行事業についてですが、個人消費の拡大による地域商業の活性化を図ることを目的にプレミアム付き地域商品券が6月1日から販売されました。今回は額面500円の商品券11枚綴りを5,000円で購入できる、プレミアム率10%の商品券を1万セット発行し、1世帯の購入限度額は5万円、販売期間は11月30日までとしております。

大震災などにより個人消費の落ち込みの長期化が予想される中、「元気な町八峰」を合い言葉に白神八峰商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業が地域商工業者等の活性化に繋がるよう、大いに期待するものであります。

次に、秋田県中小企業災害復旧資金特別枠、東北地方太平洋沖地震復旧支援資金利子補給事業について申し上げます。

本事業は、3月11日に発生した大地震に対応した東北地方太平洋沖地震復旧支援資金の融資を受けた町内中小企業にその利子の一部を補給することによって、中小企業者への円滑な融資を図り、もって商工業の安定並びに振興発展を図ることを目的に行う事業



であり、平成23年4月以降に融資を受けた方に対し、借入日から2年間にわたり、年利1.5%の全額を補給しようとするものであります。本定例会に債務負担行為の追加と関連予算を計上しましたので、よろしくお願いいたします。

次に、これまで開催した各種イベントについてであります。4月16日にきのこ食菌体験教室を、5月22日に二ツ森自然観察会を開催しました。きのこ食菌体験教室は、あいにくの天候にもかかわらず27人が参加し、シイタケとナメコの食菌体験に心地よい汗を流しておりました。

また、白神山地の山開きイベントである二ツ森自然観察会には16人が参加し、残雪を抱えた白神山地の遅い春を満喫しておりました。

八峰町観光協会主催の桜まつりは、4月22日から5月5日まで御所の台ふれあいパークを主会場に開催されました。今年度は東日本大震災による電力不足などに配慮し、公園内のライトアップやメインイベントを中止したことから、その影響も心配されましたが、期間中の入込客数は昨年度を若干下回る7,100人となりました。

東日本大震災の影響により家計マインドが冷え込み、宿泊施設のキャンセルが相次ぐなど観光産業を取り巻く環境はこれまで経験したことのない非常に厳しい状況下にあります。このことから、本町においては観光協会や周辺市町村と連携し各種イベントを開催すると共に、首都圏などで開催される観光PR活動や物産展などにも積極的に参加し、本町への観光客の誘客と特産品の販路開拓に努めてまいりたいと考えております。

次に、第三セクターハタハタの里観光事業株式会社の経営状況等について報告いたします。

ハタハタの里観光事業株式会社の平成22年度の営業結果であります。地域経済が低迷する中、東日本大震災に伴う大停電等が大きく影響し、入浴客数は3月単月だけでも前年比約3,400人減少するなど、合計で6,837人減の13万667人となりました。

また、売上高は、売店部門と体験センター部門で増収となりましたが、クアハウス部門、レストラン・仕出し部門などで減収となり、合計で605万8,000円減の2億4,185万9,000円となりましたが、一般管理費などの削減に努めたことにより300万円を町に寄附した後の当期純利益は603万1,660円となり、4年連続の黒字経営となりました。

厳しい経済環境を背景に入浴客数が減少傾向にありますが、なお一層の営業努力と経営の効率化に努めると共に町民並びに県内外のお客様に喜んで利用していただけるよう、サービスの向上に役職員一同取り組んでまいることとしております。

次に、農林関係について申し上げます。

最初に、農作業の進捗状況についてですが、今年も4月から低温と日照不足が続き、水稲苗の出芽遅延、苗の不揃いなどが発生したほか、雨の日が多く、農作業も大幅に遅れました。水稲の健苗育成と適正管理を図るため、県、農協の協力を得て毎年実施しているあぜ道相談を今年も4月28日に実施しました。町内21カ所の育苗ハウスを巡回しましたが、このときは播種後日数が経っていないこともあり苗の不揃いが散見された程度でしたが、5月になってから峰浜地区の大規模農家から消毒済みのあきたこまちの種子が極端に発芽不良との相談を受け、5月6日に県の農業改良普及員、農協の営農指導員と共に苗を調べたところ、機械移植に適さない苗であることが判明しました。

その後、同様の種子を播種した数名の農家からも相談を受け、5月9日、種子の供給もとである県の産米改良協会の職員からも来てもらい、ハウスを巡回したほか、農協の調査で十数名の農家の苗約4,000箱が極端に発芽不良で、機械移植ができないことがわかりました。このままでは約16haの水田で作付ができなくなるため、農協の育苗センターで4,000箱を蒔き直すことにし、5月14日に2,000箱、18日に2,000箱を蒔き直し、1センチぐらいに伸びた苗を農家のハウスで育苗管理を行い、田植えにこぎつけたところでありました。今後の順調な生育を願うものであります。

また、農作業も4月に雨が多かったため圃場がぬかるみ、耕起が進まず、大幅に遅れ、田植えは5月中旬にようやく始まり、葱やキャベツの転植も適期にできませんでした。育苗センターで再度蒔き直しした農家の田植えは6月上旬に終了しました。水稲、葱の生育は平年より7日から10日程度の遅れとなっております。

日本梨の主力品種幸水の開花は平年より9日遅れとなっておりますが、開花量は十分で、特に問題ないと思っております。

昨年は7月から高温となり、稲作はじめ農作物は大きく減収したことから、県が作成した異常高温下での栽培マニュアルなどをもとに県、農協と連携してきめ細かな栽培指導に努めてまいります。

次に、米の生産調整と農業者戸別所得補償制度について申し上げます。

八峰町地域水田農業推進協議会、水田協の通常総会を4月28日に開催し、国の指導に基づき同協議会を名称変更し、八峰町農業再生協議会に移行しました。

国では、今年度から戸別所得補償制度を本格実施しますが、水田協と担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を一本化した農業再生協議会を設置するよう自治体

に求めていたもので、本町では水田協を母体として担い手育成、耕作放棄地対策両協議会を水田協の構成員とし、農業再生協議会に移行しました。

米の生産調整については、東日本大震災による津波被害などで23年産米が作付できなくなった宮城県と福島県の生産数量目標について県間調整が行われ、本町でも集荷業者が130 tを引き受けることにし、5月13日に関係農協に再配分しました。

農業者戸別所得補償制度については、今年度から本格実施され、所得補償交付金が米だけでなく大豆やソバなどの畑作農地にも拡大されましたが、この制度を周知するため3月上旬に集落座談会を実施しました。

また、転作作物の交付金単価は国の激変緩和措置は廃止されましたが、国の産地資金と県単支援政策転換事業を活用して前年度と同額を維持することができました。国への交付申請は6月30日までとなっていることから、農業再生協議会では6月6日から10日まで町内各集落を巡回し、交付申請書を受け付けました。

次に、第三セクター有限会社峰浜培養の経営状況について報告いたします。

第14回定時株主総会が5月31日に開催され、平成22年度事業概況報告・貸借対照表・損益計算書などが承認されました。

平成22年度のシイタケ菌床ブロックの製造本数は209万本余り、出荷本数は197万本余りで製造・出荷とも計画どおりの実績となりました。剰余金は当初計画を大幅に上回り1,818万円を計上し、菌床ブロック1本当たり5円を栽培農家に助成することができたと報告がありました。

また、3月の震災により福島県からのオガ粉の支入れができなくなりましたが、ジャパンアグリティックの配慮により、岩手県の西和賀町森林組合から支入れができることとなり、従来どおりの製造が可能となったと報告がありました。

次に、J－VERプロジェクトについて申し上げます。

J－VER制度は、企業などが排出する温室効果ガスの削減努力を行い、かつ、その削減が困難な部分をほかで実現した温室効果ガスの吸収量などをクレジットという形で市場取引する制度であります。山林においては、間伐を実施することによって木の成長が促され、大気中の二酸化炭素を吸収する働きが増すこととなります。町では、平成19年度から22年度まで、真瀬沢町有林を中心に間伐を実施しましたが、その箇所についてJ－VERクレジット取得に向け、昨年7月より「白神山麓・八峰町有林J－VERプロジェクト」に取り組んできたところであります。クレジットの取得に向け、計画書

の作成やモニタリング調査を環境省の助成事業を活用して進め、5月31日に開催された認証委員会において本プロジェクトのクレジットが認証されました。今回、町が発行するJ-VERクレジットは3,477 t CO<sub>2</sub> になります。今後は発行するクレジットの販売について企業などへのアピール活動を行い、積極的に販売に努めていきます。販売した収益は町有林の森林整備促進、企業研修の場として町を活用してもらえような取り組み、森林ボランティアの育成、林地残材のバイオマス活用など、自然再生に繋がる取り組みに活用していきたいと考えております。そのため、販売収益を八峰町自然再生基金に積み立てて管理することとし、本定例会に基金条例制定の提案と関係予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。当町における5月末現在の申請件数は46件で、対象事業費は7,950万円、補助金の申請額は950万1,000円となっており、昨年に引き続き、町内建築業者の受注拡大をはじめ既存住宅の耐久性や省エネルギー化などの推進に役立っております。これまでの申請件数は昨年度の4割程度となっておりますが、今月に入っても申請が続いており、地域経済の活性化のため、当該事業を継続してまいりたいと考え、本定例会に補助金の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

東日本大震災及び福島原発事故に伴う児童生徒の受け入れ状況について申し上げます。

当町では、震災後の平成23年3月23日から避難児童生徒の受け入れを開始しました。3月31日現在では、原発関連を含めて福島県からの児童生徒が8人、また、地震津波関連で宮城県からの避難児童は1名で、避難された児童生徒の受け入れ人数は9名でありましたが、その後、被災地の復興も進み、5月6日に1名の児童が、また、6月5日には2名の児童生徒が帰京し、現在のところ、中学生が2名、小学生4名で合わせて6名の児童生徒が元気に勉強やスポーツに励んでおります。ほとんどの子供たちが生まれ育った町や親元を離れ、さびしさをこらえて一生懸命頑張っている姿を見るにつけ、一日も早い復旧を願うものであります。

次に、あきた白神体験センターについて申し上げます。

23年度に向けては「心と体に効く体験あります」をキャッチフレーズに、青森新幹線開通で増加が見込まれている五能線利用客への重点PRや各種体験イベントなどを予定しておりましたが、3月11日発生した東日本大震災に伴い、急きょ被災地支援に向けた取り組みに変更しました。

まず、被災地の一次避難施設として4月25日までの受け入れを表明しました。

しかし、被災地から遠く離れていることもあってか、結果的には問い合わせや利用はありませんでした。そのため4月23日に縁あって町内に避難された方たちの気持ちを和らげようと、八峰町観光協会と共催して体験と交流会を実施しております。あいにく中学校の県北総体などが重なり参加された方は9名と少なかったものの、ニュースポーツや木の葉のしおりづくり、水沢民芸保存会による農作業風景の上演、観光協会員とのきりたんぼ鍋交流会を楽しんでいただきました。今後もセンター主催の事業に招待するなどして、避難された方々を元気づけるための支援を継続的に行っていく予定です。

また、4月末には福島県内から宿泊遠征で来た中学校野球部のお手伝いをすることができました。福島県では児童の屋外活動が自粛されているため、外での練習ができず、1カ月ぶりの練習だったそうです。あいにく雨模様の天気でしたが、御所の台球場や土床体育館を使っただけの練習に大変感激しておりました。当センターでは「がんばっぺし。東北」を合い言葉に今後も被災地復興のために様々な支援を行っていく所存です。

次に、当センターの利用状況についてですが、震災の影響を受けて例年と比べて一般の利用者数が激減しております。例年どおりに回復するにはまだまだ月日がかかると思われますが、こういうときだからこそ見て回るだけの一般的な観光旅行よりも自然体験や食づくり体験などの体験旅行や教育旅行に需要が増えると考えており、来年以降も見据えて営業活動を展開していく予定です。幸いなことに小中学校を中心とした学校利用は昨年比で15%程度増加しており、当センターが少しずつ評価されてきたのではないかと考えております。

ただし、学校利用の場合は6月から9月の短い期間に集中するため、これを分散させて広い期間で利用していただくために更なる工夫と働きかけが必要と感じております。

なお、本年度で県の指定管理者が期間が終了するため、4年間のデータや課題など整理し、再契約に向けて県と協議を進めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第41号、専決処分事項の報告については、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告で、343万8,000円を追加して歳入歳出予算の総額を60億1,019万円とするもので、歳出の主なものは、東日本大震災の支援経費であります。

議案第42号、専決処分事項の報告については、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告で、27万6,000円を減額して歳入歳出予算の総額

を4億7,773万5,000円とするもので、歳出の主なものは、観海地区導水管等更新工事費の減額などであります。

議案第43号、専決処分事項の報告については、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告で、国民健康保険税の限度額を引き上げる改正であります。

議案第44号、専決処分事項の報告については、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告で、出産育児一時金の額を引き上げる改正であります。

議案第45号、専決処分事項の報告については、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告で、2億8,532万8,000円を追加して歳入歳出予算の総額を62億9,551万8,000円とするもので、歳出の主なものは、雇用創出活動支援事業補助金の減額、町債償還利子の減額、財政調整基金積立金の追加などあります。

議案第46号、専決処分事項の報告については、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告で、160万6,000円を追加して歳入歳出予算の総額を56億2,560万6,000円とするもので、東日本大震災関連経費である被災地派遣旅費や避難者見舞金などの追加であります。

議案第47号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定については、東日本大震災により被害を受けた方に対し、地方税の軽減措置を講ずるための規定を附則に加えるものがあります。

議案第48号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、平成23年度に秋田県から権限移譲された事務に関する手数料を訂正するため、条例改正するものがあります。

議案第49号、八峰町ふるさと交流センター条例を廃止する条例制定については、ポンポコ山公園整備事業に伴い、八峰町ふるさと交流センター条例を廃止するものであります。

議案第50号、八峰町自然再生基金条例制定については、町有林J－VERクレジットの販売データ資金を基金として活用するため制定するものであります。

議案第51号、八峰町国土利用計画については、国土利用計画法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第2号）は、8,032万4,000円を追加して歳入歳出予算の総額を57億593万円とするもので、雇用創出活動支援事業補助金、農業振興費関係補助金、東北地方太平洋沖地震復旧支援基金利子補給補助金、急傾斜地

崩落対策事業負担金、住宅リフォーム緊急支援事業補助金、津波ハザードマップ作成業務委託料、旧岩館小学校体育館耐震補強工事費などが歳出の主な追加分となっております。

議案第53号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、199万8,000円を追加して歳入歳出予算の総額を11億6,453万9,000円とするもので、歳入では、保険税を減額し、繰越金を追加するもので、歳出の主なものは、共同事業拠出金と返還金の追加となっております。

議案第54号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、472万8,000円を減額して歳入歳出予算の総額を4億2,336万3,000円とするもので、歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費の減額と自家発電機購入費の追加であります。

議案第55号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、584万4,000円を減額して歳入歳出予算の総額を3億8,412万5,000円とするもので、歳出の主なものは、人事異動による人件費の減額であります。

議案第56号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、116万7,000円を追加して歳入歳出予算の総額を8,185万円とするもので、人事異動に伴う人件費の追加であります。

議案第57号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、1万2,000円を追加して歳入歳出予算の総額を4,999万2,000円とするもので、過誤納付還付金の追加であります。

議案第58号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、20万円を追加して歳入歳出予算の総額を7,493万3,000円とするもので、人件費の追加であります。

報告第1号、繰越明許費繰越計算報告については、平成22年度八峰町一般会計分の報告であります。

報告第2号、事故繰越し繰越計算報告については、平成22年度八峰町一般会計分の報告で、東日本大震災の影響による繰越であります。

報告第3号、事故繰越し繰越計算報告については、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計分の報告で、これも東日本大震災の影響による繰越であります。

以上、6月議会定例会でご審議いただく議案は18議案で、報告件数は3件であります。詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第41号、専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

- 副町長（伊藤進君） おはようございます。それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

ただいま町長の行政報告にもありましたように、3月11日の東日本大震災に伴う専決処分事項の報告でございます。

それでは朗読して説明にかえたいと思います。

議案第41号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次の専決処分第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月19日

八峰町長 加藤和夫

平成22年度八峰町一般会計補正予算（第12号）

平成22年度八峰町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額の歳入歳出それぞれに343万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ60億1,019万円とするものでございます。

歳入歳出につきましては5ページの方をご覧ください。まず歳入です。財源でありますけれども、10款1項1目の地方交付税343万8,000円を補正するものであります。これは普通交付税を充てるというものでございます。

それから6ページの方をご覧ください。歳出、9款消防費の1項4目災害対策費でございます。これにつきましては、需用費11節169万円、これは宮城県の大河原町の方に米



3 t、それから白神の塩200 k gを救援物資として送ったものでございます。その分でございます。それから役務費6万9,000円。これは、その時の運転手付きのトラックを借り上げ分でございます。それから扶助費、東北地方太平洋沖地震被災者避難生活費ということで、福島県の浪江町から今回の原発の関係で避難しております外木さんという方の家族4名の10日分の生活費でございます。それから26節の寄附金164万5,000円。これにつきましては、秋田県の県町村会の方から八峰町の方に今割り当てが来まして、町村会全体では3,000万円ですけれども、八峰町の方にも人口割で164万5,000円の寄附金が今回専決処分したということでございますので、よろしくご承認くださいますよう、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第42号、専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第42号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次の1枚を開いていただきたいと思います。

専決処分第2号、専決処分書です。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しております。

月日については、平成23年3月22日となっております。

平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、ご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額から歳入歳出それぞれ27万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7,773万5,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正、「第2表 地方債の補正」に掲載してございます。

それでは6ページをお開き願います。2、歳入、5款1項1目1節前年度繰越金12万4,000円、これは職員の時間外手当に充当してございます。7款1項1目町債でございます。今回、平成22年度の八森地区の簡易水道事業、この事業費の確定によりまして簡易水道事業債で20万円、過疎対策事業債でも同じく20万円、合計40万円、町債の確定による減額でございます。

3、歳出、1款1項1目一般管理費でございます。3節職員手当は時間外勤務手当でございまして、3月11日の震災後、簡易水道施設の点検、それから翌日の給水作業等によります職員の時間外勤務手当でございます。2款1項1目八森地区施設改良費でございます。15節工事請負費につきましては、観海地区導水管更新工事、この事業費の確定により40万円減額するものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第42号は原案のとおり承認さ

れました。

日程第6、議案第43号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、議案第43号、専決処分事項の報告についてです。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをご覧ください。

専決処分第3号、専決処分書。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成23年3月30日

八峰町長 加藤和夫

3月30日付けで専決処分を行っております。

その内容であります。次のページです。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八峰町国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

この第4条というのは課税額について述べている条項です。その中の医療分、支援分それぞれを1万円ずつアップして、そして介護分を2万円、合計で4万円、限度額をアップするというものでございます。そして、第24条は保険税の減額という部分を規定しているところではありますが、そこにも限度額の金額が登場しますので、そこも改正になります。

施行期日ですが、この条例は平成23年4月1日から施行します。

説明は以上です。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 専決処分にされたということがなぜなのかということと、それ

から国保税の改正の点について、二つの点について質問いたします。

まずですね、専決処分しなければならなかった理由、3月30日前に議会を開くことができなかつたのか、その暇がなかつたのかどうなのか。特にですね、この条例というのはですね、町民の、これを条例を決めることによって町民の損益にかかわるような重大な条例でありましたら、これは議会の議決を経るのが当然だと思います。前回もありましたけれども、保育料の改正のところで国の保育料の改定があったのでということで議事を議決を経ないまま専決で出されたことがありますして、この中でかなり強く抗議をしたんですけれども、今回もまたこの条例に関して専決処分するという事は、これは大変遺憾なことであります。議員必携を見ましても、緊急の場合は前日でも招集できる、3日間の告示期間を置かないでも前日でも招集できるというふうなことでなっております。この点で、どうして専決処分にしなければならなかったのかどうなのか。

それとですね、全協の中でも説明ありましたが、国保税の改正で47世帯が負担増になるというふうな話がありました。それと、その限度額を引き上げれば中低所得者の保険税率が下がる仕組みになっているということで、これは国の方でそういうふうなことを言われたということのように私は捉えてますけれども、八峰町の場合、この負担、低所得者の保険税率が下がるというふうなことが現にあるのかどうなのか。そういう対象者が出てくるのかどうなのか、その辺についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

まず第1点目、専決処分したのはどうしてなのかということでございますが、全協でもご説明したように、この元になっている地方税法の施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたわけです。それを受けての4月1日から施行するという改正規定でございましたので、時間的に余裕がないということでの専決処分であります。また、内容についても、この限度額のアップということの内容は、各市町村ごとに別々の内容ではなくて、これは全国同じ内容でありますので、専決処分という判断をしたものであります。

それから、もう1点の限度額を上げることによって中低所得者の税率が我が町では下がるのかどうかということでございますが、この前もご説明したように限度額が上がることによって税率が下がるというのは、同じ所得があつて、同じ税額を確保する場合にそういう効果が出るということでございますので、年度が違って、また、医療費の支出

等が異なってくれば、それはそれに応じた税額が設定しなきゃいけなくなりますので、必ずしも下がるというわけではございません。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 全県的にこういうふうな状況になっているから、八峰町でもこの専決処分をしたというふうに私は捉えますけれども、ちょっと近隣の能代市、三種町、藤里町の方にもちょっと聞いてみたんですけれども、これはやっぱり議会の議決を経てるんですよね。これは大事な国保にかかわる負担率の問題ですので、議会の議決を経るのは当然だと思うんです。もしね、八峰町、全県的に調べてみてどうなのかわかりませんが、こういうふうなことがこれから先もやられるようでしたら非常に困りますし、今後こういうことのないように、こういう負担率に関する条例に関しては今後このようなことがないようにお願いしたいんですけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

いずれ今、課長から話されたように、この件に関しては30日に法令が執行されて1日から実施ということなので、時間的に余裕なかったので専決で処分しましたという話で、これはご理解していただければと思います。

それから今後のことですが、この専決処分のするしないについては、まだ今、見上議員の考え方もございますけれども、これは状況に応じて、そういうことをやることもまた場合によっては認められているものもございますので、その時その時の状況に合わせてながら、最大限議会が開催できてやれる場合はですね、それはそれとしてやりませんが、一方ではやっぱり専決処分しなきゃならない事項については、法令に則って我々としては専決処分をしていきたいというふうに考えています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

午前11時 04分 休 憩

午前11時 08分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) この専決のやり方ですね、国の方からやはり事前に何日に通告できるような、こういう文書が来てると思うんです。それと、前日でも緊急の場合は開けるということになってますので、これをやっぱり努力して開いていかななくてはいけないと思います。

それとですね、国保の条例の改正の47世帯が負担増になるわけですがけれども、中低所得者の保険税率が本当に下がるのかと言われたら、そういうふうな見込みもほとんどないような答弁でしたので、私はこのことについて2つの観点から反対をいたします。

○議長(須藤正人君) ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番(皆川鉄也君) 私は賛成の立場で討論したいと思います。

今、課長からも縷々説明ありましたが、国で30日に公布をして4月1日から事務に取りかからないという時に、議会を開く暇なんていうのは到底無理だと思います、物理的にも。事務的なことを考慮すれば専決するのは当然であります。

従いまして、私は専決処分するということが極めて正しいやり方だという具合に思いますので、賛成をいたします。

○議長(須藤正人君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須藤正人君) 起立多数です。従って、議案第43号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時20分まで休憩します。

午前11時11分 休 憩

.....  
午前11時19分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第7、議案第44号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第44号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第4号、専決処分書。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をする。

平成23年3月31日

八峰町長 加藤和夫

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

内容は、引き続き、出産一時金の支給額を35万円を39万円に引き上げるというものです。

以上、よろしく申し上げます。

この条例もです、23年の3月30日付けで公布になった部分でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これは利益を被りますので、専決処分も31日の公布で1日しかないということでやむを得ないかなと思うんですが、この対象者としては一応何人くらいを考えて、今年の出産状況とかそういうのはわかりますでしょうか。

○議長（須藤正人君） 金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 申し訳ございませんが、その資料は手元ございませんので、後ほどご説明したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第44号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第45号、専決処分事項の報告について(平成22年度八峰町一般会計補正予算(第13号))を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤進君) 議案第45号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度八峰町一般会計補正予算(第13号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

ということで、3月31日に専決した分でございます。

専決処分第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

八峰町長 加藤和夫

平成22年度の一般会計補正予算の(第13号)であります。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ歳入歳出2億8,532万8,000円を追加し、総額をそれぞれ62億9,551万8,000円とするものであります。

なお、2条で繰越明許の追加は「第2表 繰越明許費補正」によるということで、まず3ページをご覧いただきたいと思っております。

繰越明許費補正であります。これにつきましては22年度に実施する予定でありました住民生活に光をそそぐ交付金事業の、ここに書いてあります4款の衛生費、自殺予防カレンダー作成事業200万円、それから10款教育費の日沼頼夫文庫整備事業の224万2,000



0円が、今回の震災の影響で物が入らないということで繰越にしたということでもあります。

なお、自殺予防カレンダーについては4月6日で全部納品になっていますし、日沼頼夫文庫の整備事業の本棚等についても4月21日に納品になっております。

それでは、歳入歳出につきましては6ページをご覧ください。まず今回の繰越財源ですけれども、歳入、10款1項1目地方交付税2億9,087万4,000円を補正するというものであります。普通交付税であります。それから17款1項1目の一般寄附金ですけれども、町長の行政報告もありましたようにハタハタの里観光事業の方から300万円の一般寄附になったということがございます。それから18款2項3目雇用創出基金繰入金ですが、854万6,000円の減額であります。これは実績に伴う減額でございます。雇用創出基金繰入金でございます。

それでは歳出の方ですが、7ページ、8ページですな。最初に5款1項4目の緊急雇用対策費、先ほどの基金の繰入金のところに関連しますけれども、実績に伴って854万5,000円を減額補正するものでございます。それから12款1項2目の利子、これは償還利子ですけれども、町債の償還利子が借入額が減ったために784万円を減額すると。それから一時借入金の利子128万円を減額して、総額で912万7,000円を減額するというものでございます。これも実績に伴うものでございます。それから13款3項1目の財政調整基金3億円を補正すると。これは22年度の事業確定に伴いまして、実績見込みを見込みながら財政の調整基金の方に3億円積み立てるものでございます。それから9目の観光振興基金ですが、300万円。先ほど言いましたようにハタハタの里の観光事業の方から寄附になったものをここに補正するということでもあります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。
- 3番（柴田正高君） ハタハタの里から寄附されました300万円を観光振興基金の方に繰入しておりますけれども、ハタハタの里の方からこのようにしてくださいというその意思といたしますか、そういうのがあってこの観光の方に、基金の方に繰入したんでしょうか。そこをお知らせください。
- 議長（須藤正人君） 須藤産業振興課長。
- 産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

寄附金の採納の中には、基金に積み立ててくださいといった文書はございません。で

すから一般寄附として受け取っておりますが、これまで八森時代もそうでしょうけれども、寄附金についてはいずれ観光振興基金の方に積んでおいて、今後、ハタハタ館の大規模改修であったり設備の更新の際に使っていかうという考え方から、これまでもこのような形にしておるといところでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第45号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第46号、専決処分事項の報告について（平成23年度八峰町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第46号についてご説明申し上げます。これは23年度分の専決であります。

議案第46号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

ということで、専決処分第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年4月1日

八峰町長 加藤和夫

平成23年度八峰町一般会計補正予算

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億2,560万6,000円とするものでございます。

そういうことで、5ページの方をご覧いただきたいと思います。補正財源ですけれども、19款1項1目の繰越金160万6,000円を補正するものであります。これは前年度繰越金でございます。

それから歳出、次のページであります。9款消防費の1項1目災害対策費、これにつきましては、主なものは今バンガローの方に避難しております外木さんの分でございます。それプラス被災地に派遣している旅費等でございます。総額で160万6,000円を補正するというものでございます。内訳ですけれども、旅費として58万7,000円、これは20人分でございます。山田町に10名ほか、大船渡、釜石市等で、延べで大体20人分でございます。それから需用費の28万3,000円、これはそのバンガローの維持管理費といえますか、消耗品等、台所用品等10万円、それから灯油の燃料費が10万円、あと、そのほかに光熱水費、電気等が8万3,000円です。それから使用料ということで9万円。これは被災地の物資の運搬等で3万6,000円、あと、被災者の入浴料等で3カ月分で5万4,000円、それから20節の扶助費ですけれども64万6,000円、これは震災被災者支援助成金ということで30万6,000円、90日分ですけれども、これも今バンガローにいる外木さんの分でございます。それから震災被災者等見舞金34万円ということで、これは5世帯10人分を見ましたけれども、実績としては3世帯7人分を支払いしております。

以上でございます。ご承認くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 1世帯家族4人で被災されております外木さんのバンガローの生活なんですけれども、これはいつまでバンガロー使用をしてもらうとか、今後の生活について町はどのように支援していくつもりなのか。その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） お答えいたします。

外木さんの場合、原発の関係で避難されてきていますので、いつまで、いつ戻れるかというのは、はっきりわかりません。とりあえず国の方ではですね8月いっぱい

は仮設住宅をみんなつくって、そこに入れてもらいたいという希望はあるみたいですけども、それも確かではありません。ですので、まず外木さんがこちらにいたいというまでは、まずうちの方としてもずっとこう支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今回のこの補正ですけれども、これは6月分までを見ています。それで、この後、6月の補正分が出てきますけれども、今、総務課長からお話しありましたようにまず9月分までということで、この後、提案する予定でございます。よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第47号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） 議案第47号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日に公布さ

れたことに伴い、八峰町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容につきましては前回の全協でご説明しましたけれども、この附則に3条を加えるという内容であります。

そして、その最初の第20条ですが、これは震災を受けられた方の雑損控除額の特例について述べているものであります。

次の第21条は、震災を受けた方の住宅借入金等特別税額控除の特例についてであります。期間が残っている期間は特例を控除を受けられるというものであります。

それから第22条は固定資産税の特例を受けられるということでございます。

そして、これらについては公布の日から施行しますが、21条については平成24年1月1日から施行するということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第48号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 議案第48号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますけれども、秋田県から権限移譲を受けました事務手数料について誤りがありましたので、今回改正をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

八峰町手数料条例の一部を次のように改正いたします。

別表中でございます。砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査、これは河川管理者に対して行うものは除かれます。1件につきまして3万7,000円を3万7,700円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

ひとつよろしく願います。

○議長（須藤正人君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今、簡単に誤りがあったのかということの訂正ですけれども、改正ですけれども、うっかりミス、ケアレスミスなのか、それとも文書の通告の食い違いなのか、どの辺での誤りが生じたのでしょうか。

○議長（須藤正人君） 伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） これは3月に条例を制定する場合、県の条例をインターネット等で参考にしております。その時ですね、県ではこの手数料を17年の4月に改正しております。インターネットでホームページにアクセスした時にその改正前の条文を見てしましまして、本当にケアレスミスでございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第48号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第12、議案第49号、八峰町ふるさと交流センター条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

- 産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第49号、八峰町ふるさと交流センター条例を廃止する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町ふるさと交流センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成23年 6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。ポンポコ山公園整備事業に伴い、八峰町ふるさと交流センターを廃止するため、制定しようとするものでございます。

次のページ、お開き願います。

八峰町ふるさと交流センター条例を廃止する条例。

八峰町ふるさと交流センター条例は廃止する。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

先日の全員協議会でもご説明いたしましたが、ふるさと交流センターについては現在解体工事の方の設計の方に入っているところでございます。完成次第、工事を発注したいと考えておりますが、新しい管理棟について今後しっかり内容が固まり次第、施設の設置条例の方は後で提出したいと思っております。

よろしく願いいたします。

- 議長（須藤正人君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第50号、八峰町自然再生基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 議案第50号、八峰町自然再生基金条例制定について。

八峰町自然再生基金条例を別紙のとおり制定する。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですが、八峰町有林J-VERクレジットの販売で得た資金を基金として活用するために制定するものであります。

次のページをお開き願います。

条例の内容ですけれども、設置から委任まで全部で7条あります。短いので朗読してご提案申し上げます。

八峰町自然再生基金条例。

（設置）

第1条 森林管理等により実現した温室効果ガスの排出削減量や吸収量の売買により得た資金を、森林等の自然環境の整備保全事業のほか、森林体験等地域の振興事業を通じ、自然再生に資する経費の財源に充てるため、八峰町自然再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。



(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

クレジットの販売に一生懸命頑張りますので、どうかご承認お願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松岡清悦君。

○1番(松岡清悦君) 担当課長が今一生懸命販売に頑張るってあったんですが、少しJ-VERのことをお知らせください。

この間、町長の答弁の中で、これから販売に取り組みたいと、企業を回ってクレジットを売っていきたいということをお話していたんですが、とりあえずは町有林、ここの吸収量、ちょっと私方、どのくらいの面積でどのくらいのトン数、吸収量のトン数で、今その販売しようとするのは例えば1年分とかという、その区切りで販売していくのか、それとも全く雲つかむような話ですね。どのくらいの面積でどのくらいの吸収量で何ぼくらいで売れるのか。それがずっと永久的に続いていくのか、それとも年度ごとに販売していくのか。それから今後、今回は町の森林の一部を販売するんだと思うんですが、この後、ほかの町有林、あるいは民有林ともその対象にして、どんどん買い手があれば販売していく予定なのか、その辺、概略教えてください。

○議長(須藤正人君) 松森農林振興課長。

○農林振興課長(松森尚文君) 松岡議員のご質問にお答えします。

まず面積ですけども301.5haで、それによって排出される二酸化炭素の量、それが計算されて、全部でCO<sub>2</sub>にしますと3,477tになります。それで、これは真瀬沢町有林をやった事業、19年度から22年度までやった分、それで今後、クレジットは販売していくわけですけども、その販売で得た資金、これを基金に積み立てて、更にその他の、そのほかの場所の町有林の間伐等、それからあるいはまた私有林、これも間伐を行って、今、間伐しても山にただ捨てておくんですけども、それをバイオマス等に活用してもらうために助成金を出すとか、そしてまた森林の間伐を進めていけば、またクレ

ジットが、CO<sub>2</sub>のそれがトンが増えるということで、そしてまた販売していくということになります。それでよろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今言ったその契約が、今、ここからこの場所、この吸収量がこのくらいなのでこのくらいで売るといふ、それが1年間どのくらいなのかとかといふ、そういう具体的なことと、何年間契約していくのか、その辺ね。単価もわからないし、何年契約するのもわからないので、ただその計画、19年から22年ということ、その間はもうその契約したとこに売ったことになるのか。その辺。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） これは八峰町の場合、5月31日の国の方の認証委員会において承認されました。それで、先ほど申し上げた3,477t、これは、これから何年かということはありません。こちらで販売すればいつまでもということ、また更に間伐して新たにそういうあれが出れば、また申請するということで増えていきます。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど申し上げた3,477t、これは今まで間伐した分の面積に相当するものということなので、これから新たにまた間伐をした地域は新たな角度でまたクレジットとして売っていくということになるので、だから間伐を増やす都度、それをクレジットとして今度は拡大していくと、こういうことになります。だから今回売ったのが毎年それを有効だというのではなくて、今までやった間伐の量に対してこのくらい認められたということで理解してください。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） この基金を使ってですね、まだ売れた場合のお金でもって継続的なまづ事業みたいなものを考えているのか。もしその事業がやっていくときに町有林の再生だけ考えているのか、もしくは民有地なり里山なり、そういうふうなところの再生まで考えた財源として運用していくのか、その辺ちょっと聞きたいなと思います。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） この前の全員協議会でこの資金の活用フローということで皆さんにお渡ししましたけども、これに幾つかありますけども、具体的な、八峰町はじゃあこれをやるということはまだ決めておりません。それで例えばですね、木質ペレットの生産ってあります。ペレットの生産の施設をつくるとか、そういうのを考えられま

す。それから先ほど申したとおり私有林、町有林だけでなく私有林、これも間伐をしてもらって、その間伐した材を例えばバイオマスに活用してもらえればそれに補助金を出すとか、そういう方法もありますので、更にはそのためには作業道の整備とかいろいろ考えられます。これからの販売を一生懸命頑張ってどのくらいあれするかによって、そのお金と相談しながら計画を組んでいきたいと思えます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第50号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。1時再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時55分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第14、議案第51号、八峰町国土利用計画についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。

八峰町国土利用計画について。

八峰町国土利用計画を別紙のとおり定めるものとする。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございますが、国土利用計画法第8条第3項の定めるところにより、議会の議決を要するためでございます。

八峰町国土利用計画はですね国土計画法の土地利用の基本理念に即しまして、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定と均衡ある町土の利用を確保することを目的として定めるものでございます。土地利用の基本構想であり、かつ、土地利用に関する行政の指針となるものでございます。

計画案につきましては、前回の議会全員協議会におきまして説明をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第52号、平成23年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

平成23年度八峰町一般会計補正予算でございます。

平成23年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,032万4,000円を追加し、総額をそれぞれ57億593万円とするものであります。

それから第2条で債務負担行為の追加ですけれども、それは「第2表 債務負担行為補正」によります。

それから第3条、地方債の補正、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によります。

それで、まず最初に5ページをご覧くださいと思います。

第2表の債務負担行為補正でございます。追加であります。東北太平洋沖地震復旧支援資金利子補給金、これを24年度から25年度まで2年分785万6,000円を追加するというものであります。これは今回の震災に伴って秋田県の中小企業災害復旧資金の特別枠の貸付に対する利子補給分でございます。それから住民情報システムリース料、平成24年度から28年度までの5年間分として7,845万4,000円を追加するというものであります。これは今回、住民情報システムの切り替えをリースでやるということで、そのリース料の分でございます。

それから、その次の6ページですが、地方債補正ですけれども過疎債を、これを限度額を減額するというものであります。1,450万円。これは前の全協でも説明ありましたように国の予算編成が遅れたために、25年度に、この後、水産業振興費でも出てきますけれども、強い水産業づくり事業費補助金が、その事業が次の年に繰り延べなるということで減額するものであります。

それでは、歳入についてご説明いたします。9ページになります。歳入、14款2項2目衛生費国庫補助金41万7,000円の追加であります。これも町長の行政報告にございましたように国・県が、がん検診等に補助金をやって受診率向上を目的として頑張るということで、その分として大腸がん検診分で41万7,000円であります。それから4目の農林水産業国庫補助金158万4,000円の追加であります。これは林業費補助金ということで、市町村森林情報緊急整備事業費補助金158万4,000円であります。これは前にも説明しておりますように、森林GIS情報事業をやるということで当初予算取ってあったんですが、衛星写真分の購入費の分についても内示が来たということで、その分の追加であります。

それから15款1項1目県支出金の民生費県負担金ですが、375万円の追加であります。東日本大震災災害弔意金負担金ということで、これは国と県に分です。これは災害弔意金の支給等に関する法律に基づく分で、この後ですね38ページの方にそれに町の持ち分を合わせた500万円が出てまいります。それで、行政報告にもありましたように、このたび磯村の小林正さんという方が福島県で亡くなったのに対する弔意金であります。

それから次のページをご覧ください。10ページ、15款2項3目衛生費県補助金、保健衛生費補助金ということで健康推進事業費補助金、これは肝炎ウイルスに関する、先ほど言いましたように県・国の補助事業分でございます。それから細節の9の胃がん検診助成事業費補助金ということで47万6,000円あります。それから5目の農林水産業費県補助金ということで、これはトータルで47万2,000円の減額であります。当初予算を

作った後である程度事業が確定したということで、それに伴うものでございます。まず、農業費補助金ということで秋田を元気にする農業夢プラン実現事業費補助金ということで376万5,000円、それから経営体育成支援事業補助金ということで100万円、これはほうれん草を新規就農者がやるという分です。

それから、湛水管理支援対策事業費補助金ということで、これはカドミウムの影響を防ぐということで、それについて4万円、湛水管理するということですね。それから地域調整活動支援事業費補助金20万円、これは今までありました水田農業推進協議会が農業再生協議会の方に変わったということで、事務費の定額の補助金であります。

それから、えだまめ日本一産地条件整備事業補助金139万円、これは峰浜ファームという所がやるということで上がってきております。それから経営拡大支援事業補助金333万8,000円、これはスーパーフライトアグリが無人ヘリを購入するというものであります。それから林業費補助金は1,000万円の減額。秋田県水と緑の森づくり費補助金ということで1,000万円ですが、これは松林健全化整備事業費が当初見てあったよりも事業費が減るということで、その減額に伴うものであります。この後、これは歳出の方にも出てまいります。それから水産業費補助金20万5,000円、沿岸環境・生態系保全活動支援推進事業費補助金ということで、これは八森の海をきれいにする会、それから岩館の豊かな海を育てる会に来ている事務費の内示が当初見込んであったよりも減ったということによる確定に伴うものであります。

そして16款、次のページですが、1項2目利子及び配当金ということで、先ほど議案第50号ですか、基金条例を皆さんから議決していただきましたけども、その分として1,000円の利子を見込むということであります。それから18款2項2目雇用創出基金繰入金ということで、850万円を繰り入れるということであります。

それから19款繰越金、これは一般会計繰越金ということで7,715万4,000円でございます。それから20款4項3目の雑入ですけれども、これは一般コミュニティ助成金というのは、これは村のコミセンの音響設備等の設置に伴うものでございます。これは16ページの方に歳出にも出てまいります。それから教育ICT事業経費50万円の減額。これはNTTの負担分ですけれども、実際の事業を6月からやるということで50万円減額するということでもあります。それから町有建物・自動車共済金ということで92万円。これはファガスの落雷による高圧区分開閉器の交換修理に伴うもので、このままの金額が保険で入ってきたものを43ページの保守料、修繕費の方にも出てまいります。それからオフ

セットクレジット売払収入100万円ということで、これも先ほどのJ-V-E-Rの関係の条例の関係でありましたけれども、今年度まず100万円分、1 t 1万円です。まず大体100 t分を売るように頑張るということで100万円を見込んだところであります。

それから町債、21款1項4目ですけれども、農林水産業債1,450万円の減額。先ほどの地方債の補正にもありましたけれども、水産物荷捌き施設改修事業費補助金を過疎債ですね、これを減額するという事です。これについては29ページの方にも出てまいります。

それで歳出の方の説明に入りたいと思います。それで歳出につきましては、人件費関係につきましては機構改革、それから人事異動、そして共済組合負担率の増、それから社会保険料率の増でありますので、説明を省かせていただきたいと思います。

1款1項1目議会費4万6,000円の補正であります。これは共済費であります。

それから2款1項1目一般管理費134万4,000円の補正であります。これは給料、職員手当、共済費であります。それから5目の財産管理費303万5,000円の追加です。これは給料、職員手当、共済費、それから役務費でありますけれども、これは代替地の不動産登記手数料ということで、それはこの分の手数料でございます。それから15節の工事請負費、埜地区公道舗装工事ということで150万円。これは、判る人は判ると思うんですが、前の議員の今井一政さんと、その向かいの今井勇さんという人の中にある細い道路です。延長が35m、幅員が2.8mであります。それから6目の企画費120万円の補正ですが、これは先ほど出てまいりました町のコミセンのですね音響施設の補助金ということで120万円あります。それから電子計算費、7目ですが、ホームページCMS移行業務委託ということで、これはCMSってコンテンツ・マネジメント・システムというそうですけれども、ネットワークシステムの更新に伴って新しいサーバーに移行するための委託費でございます。それから9目の自治振興費ですけれども、集会施設補修事業補助金ということで、これは高野々、田中、三ツ森、横内、椿の5カ所分の2分の1の分でございます。それから交通安全対策費27万3,000円。これは役務費の手数料ですけれども、石川地区の2カ所にカーブミラーを設置するものであります。それから12目地域情報化事業負担金ですけれども、光ケーブル移設工事負担金21万円ということで、これは去年、ICT事業で整備したNTT柱の建て替えに伴って電線の張り替えするものに伴う負担金でございます。それから2款2項1目税務総務費ですけれども、これは給料、職員手当、共済費で89万1,000円の減額です。それから賦課徴収費、2目の賦課徴収費ですが1

26万円の補正ですけれども、これは電算業務委託料ということで、税務LAN申告システムの保守分でございます。それから、2款3目1目の戸籍住民基本台帳費ですけれども894万3,000円の増額です。これは給料、職員手当、共済費でございます。

それから、3款1項1目の社会福祉総務費858万8,000円、これも給料、職員手当、共済費分でございます。それから5目の国民健康保険費ですけれども、これは777万円の減額です。給料、職員手当、共済費です。それから6目の介護保険費717万円の減額、これも給料、職員手当、共済費です。それから7目の後期高齢者医療費417万4,000円の減額ですが、これも同じであります。

そして、3款2項1目児童福祉総務費ですけれども、これは職員手当等、それから共済費でございます。

それから4款1項1目保険衛生費ですけれども、これも給料、職員手当、共済費の増額で422万3,000円であります。それから2目の予防費ですが、これは先ほど国・県で要するに胃がん検診、それから大腸がん検診、肝炎ウイルスの検査云々と言ったんですが、それに伴う、その関連予算でございます。需用費が31万9,000円、これはクーポン券の印刷代とか紙代とかです。それから12節の役務費ですけれども、その結果通知などの運搬費、それから保険料ということで1万4,000円、それから委託料104万円ですけれども、これは集団検診の委託料、肝炎ウイルス分の検査の分でございます。それから19節の負担金補助及び交付金ですが、補助金として肝炎検査補助金で自己負担分の16万円であります。それから3目の環境衛生費ですけれども、これはですね大変申し訳ないんですが、実はこれ、新しい車買って3年車検だと思ってあったら2年車検であって予算がちょっと足りないということで、大変申し訳ありませんけれどもそういうことですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから5款1項4目の緊急雇用対策費850万円の追加。これは昨年、実績で大体800万ちょっと落としたんですが、今回その分を追加してやるということであります。

それから6款1項1目農業委員会費も人件費でありまして、5万8,000円の追加であります。それから2目の農業総務費、これも職員手当、共済費で15万6,000円の減額です。それから農業振興費1,155万4,000円の追加ですが、この次のところ、歳入のところでありましたが、カドミウムの湛水管理の関係の10日間、人を頼むという賃金分であります。それから報償費もその時の車の借り上げ代です。それから負担金の1,139万4,000円ですけれども、そのうちのですね補助金の合わせて50万円の減額は、去年ですね秋田県園芸



作物価格補償事業負担金ということで、ねぎ、キャベツ、みょうがなど価格補償しているわけですが、去年お金が余ったということで、使わなかったということで、その分50万円減額しております。それから補助金の方は歳入の方でも出てきましたけれども、秋田を元気にする農業夢プラン事業費補助金ということで、町の分、かさ上げしたのを入れたりして470万7,000円、それから八峰町担い手育成応援事業補助金が30万3,000円、経営体育成事業補助金が100万円、そして、えだまめ日本一産地条件整備事業補助金で171万2,000円、経営拡大支援事業補助金で417万2,000円であります。それから6目の農業集落排水設備事業費ということで116万7,000円の補正であります。これは農集の特別会計の繰出金であります。それから7目の水田農業構造改革対策費20万円の追加ですが、これは先ほど言いましたように20万円、歳入入ってきたものをそのままトンネルで農業再生協議会の方へやるということでございます。それから9目の地籍調査費ですが、これは人件費の327万4,000円の減額ですが、給料、職員手当、共済費であります。それから10目猿害対策費ですが、これは国の方から当初200万円当てたわけですが、120万5,000円しか入ってこないということで、その分、町で持たなければいけないということで79万5,000円の追加であります。これは猿害対策協議会への補助金であります。それから6款2項1目林業総務費ですが、688万3,000円のトータルで減額であります。最初の報酬ですが、町有林の適正施業を図るために林野調査会を開くということで、そのための報酬で10人分でございます。あと、給料、職員手当、共済費については省略します。それから旅費の費用弁償についても、今言いました林野調査委員会の委員の費用弁償でございます。10人分でございます。それから林野振興費316万6,000円の追加であります。先ほど歳入にもありました森林情報閲覧システム（GIS）導入の衛星写真分の入ってきたのに町の持ち分を足して318万6,000円を予算化したところであります。それから林道整備費ということで133万9,000円ということで、役務費、それから使用料を補正してありますが、これは今回の震災で当初取った予算だと7割ぐらい使ってしまったということで、この後また見込まれる補修等に対応するために補正するものであります。それから4目のマツ林健全化整備事業費980万7,000円、これは次ページの水と緑と森づくり補助金を1,000万円減額しておりましたが、事業料を積算した結果減ったということで、それに伴う減額であります。960万円。それから使用料及び、これもそういう事業に伴って、ここの項目は全部、歳入の減に伴うものであります。それから6款3項2目水産業振興費の1,450万円の減額ですが、これは先

ほど地方債の補正で6ページ、それから町債の減額で13ページに出てきましたけれども、それと連動しているものであります。

それから7款1項1目の商工総務費は321万1,000円の増額ですが、これは給料、職員手当、共済費分であります。それから2目の商工振興費605万6,000円の補正です。これは先ほど債務負担行為の追加ありましたけれども、それに伴う東北地方太平洋沖地震復旧支援資金の利子補給補助金の23年度分でございます。それから3目の観光費3万円ですけれども、これは負担金として環白神エコツーリズム推進協議会負担金ということで、これを2月23日に立ち上げたということで、白神山地を囲んでいる八峰町、藤里町、鱒ヶ沢、深浦、それから西目屋村が正会員となって、準会員としては能代、三種、弘前市があります。あと、6目のポンポコ山公園管理費ですが92万1,000円の補正であります。手数料ですが、芝生管理や草刈り、それから花壇の植えるところの耕起等ですね、その分の手数料であります。

それから土木費、8款1項1目土木総務費ですけれども、1,017万円の減額であります。給料、職員手当、共済費の分でございます。それから8款2項1目道路維持費ですけれども、893万1,000円の増額です。これは給料、職員手当、共済費、あと役務費の42万9,000円は町道補修作業員の分でございます。それから使用料ですけれども、自動車等、これは舗装補修の重機借り上げ分であります。それから原材料も、ここに書いてあるようにその町道補修用の原材料分で31万1,000円と、コンクリート二次製品ということで22万8,000円であります。それから道路新設改良費、2目ですが、1,550万9,000円の補正ですが、これも給料、職員手当、共済費の分であります。それから8款3項1目河川総務費ですけれども、200万円の補正であります。これは新規事業で滝の間地区の急傾斜地崩壊対策事業、県事業ですが、その分の負担金であります。それから2目の河川維持費63万2,000円ですけれども、これは河川や水路の浚渫作業員の手数料として25万4,000円、それに伴う機械の借り上げ等で11万5,000円、あと原材料として護岸等の補修用生コンで26万3,000円あります。それから8款4項1目下水道費ですけれども、591万9,000円の減額であります。これは、今回の人事異動に伴う人件費分の分ということで、公共下水道事業特別会計繰出金であります。591万9,000円あります。それから8款5項1目の住宅管理費2,024万2,000円の補正ですが、これは職員手当、共済費、それから19節の補助金ということで住宅リフォーム事業、当初1,000万円取ったわけですけれども、大変評判がいいということで今回また2,000万円を追加するというものであります。

それから9款1項1目の常備消防費ですけれども、886万円の補正ですが、これは給料、職員手当、手数料分であります。それから4目の災害対策費ですが、これは先ほどの専決のところでも申し上げましたけれども、9月分までのバンガローにいる今避難している人の分と、それからあと、これからの人的派遣等に備えて特別旅費で37万6,000円、大体20人分を見ているところでありまして。それから13節の500万円は、津波のハザードマップを作成したいということで、それに関連して委託料として500万円でございます。あと14節も、これはバンガローの方にいる避難している方に関連する分でございます。あと備品購入費ということで、今回の災害を受けまして災害担当者は携帯電話を持った方がいいんじゃないかということで、2台分であります。それから20節の扶助費ですが531万7,000円、これは震災被災者支援助成費ということで、7月から9月分までのバンガローにいる方の分であります。それから東日本大震災災害弔意金ということで、先ほど歳入の方にありました125万円を足して、その分を弔意金として小林正さんの方に払うというものであります。

以上、私の方からは。また、教育委員会の方は教育長からよろしく申し上げます。

13款2項1目国県支出金返納金、これは精算に伴うものでありまして6,000円。それから支払基金返納金7,000円、これも確定に伴うもので、支払基金返納金ということで老人保健分であります。7,000円であります。あと、13款の諸支出金3項11目の自然再生基金費ということで100万1,000円の補正ということで、これは利子の1,000円と100万円で売った分をあてにして、それを積立金に充てるというふうなものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご苦勞さまです。私の方から教育費の説明をさせていただきます。

38ページからであります。38ページ、10款1項教育総務費123万1,000円につきましては、給料、職員手当、共済費でございます。それから3目の教育助成費50万円の補正でございますが、今年度から3年計画で実施されるN T T事業において、歳入で50万円減額いたしましたけれども、この50万円を採用したN T TのI C Tの支援員の研修費に向けるということで計上を許されましたので、計上させていただいたものでございます。

次、40ページ、10款教育費2項小学校費1目の学校管理費につきましては、722万2,000円は給料、職員手当、共済費でございます。また、2目の水沢小学校費56万7,000円で

ございます。12節の役務費につきましては、水沢小学校の2階の4年生の教室の灯油の配管からですね灯油が漏れたのが発見されまして、壁を伝って花壇の方へ流れておりました。漏れたところについては修理いたしましたけれども、花壇の土、油混ざった土については消防署の指導で産廃処分をしなければならないということで、手数料として38万6,000円を計上させてもらいました。次、備品購入費として18節の18万1,000円の教材備品でございますが、指導要領が改正されまして大幅に教科書が改正されました。その指導用の教師用の教科書と指導書の後期分として18万1,000円を計上させていただきました。実は、この件につきましては22年度の12月に前期・後期分として補正計上させていただきましたが、震災の関係で前期分しか年度末に入ってこなくて、今入るということで後期分を購入するというので計上させていただいたものでございます。

次に、3目の埴川小学校費45万6,000円でございます。1節と13節の報酬と委託料につきましては、学校、震災で緊急避難された子供の学校医の報酬の追加分と、児童健診のための委託料として1,000円ずつ計上させていただいたものでございます。

次のページで18節の備品購入費につきましては45万4,000円でございますが、教材備品につきましては教師用の指導書と教科書の後期分の購入費として17万4,000円と、電話機として28万円につきましては、職員室の電話機が経年と共に修理修理で使ってまいりましたけれども、いよいよ備品がなくなるということで、取り替えるための経費でございます。昭和60年に取り付けた電話でありまして、もうようやく使っているような状況でございます。次、4目の八森小学校費の326万1,000円につきましては、報酬と委託料につきましては、埴川小学校と同じように震災に伴う緊急避難の児童の学校医の報酬追加分と委託料でございます。その下の備品購入費につきましては、小学校の教科書、教師用の教科書と指導書の後期分の購入費でございますが、7節の賃金につきましては305万5,000円を計上させていただきましたが、4月に異動で校務員が町長部局の方へ異動したということで、臨時校務員を採用をいたしました。危険物の取り扱いの資格も必要なものでありまして、その方を採用したということで賃金111万2,000円と、学校生活サポートを非常勤講師として、これもこの前の全協でもお話ししましたが、新入学児童、入学間近になりまして医者の方の診断でサポートが必要ということで、急きょ、非常勤講師を採用したということでございます。次、7目の旧岩館小学校学校管理費375万円につきましては、岩館小学校の体育館が災害時の避難場所となっております。耐震診断の結果につきましては補強が必要ということでありますので、今回、委託料と工事請負費として合わ

せて375万円を計上させてもらいました。

次、42ページお願いします。10款教育費3項中学校費2目の峰浜中学校費であります。6万2,000円の補正でございますが、やはり報酬と委託料につきましては、緊急避難された生徒の分でございます。12節の役務費、手数料5万1,000円につきましては、峰中の正面玄関前の松が伸び過ぎて剪定が必要ということで、今回計上させていただいたものでございます。3目の八森中学校費75万7,000円であります。これも1節の報酬と13節の委託料につきましては、緊急避難の生徒のものでございます。需用費の65万円につきましては、修繕料として計上させていただいたものでありまして、廊下と理科の準備室の天井に雨漏りが生じたための補修のための修繕料でございます。それから備品購入費として10万円の計上、備品管理につきましては、今年度実施された計量器の検査の際に古くなって使用不能と指摘されたため、新規購入するものでございます。

次のページ、10款教育費4項社会教育費1目の社会教育費620万6,000円につきましては、給料、職員手当、共済費でございます。5目の八森文化交流施設管理費につきましては、落雷によりまして高圧部分開閉器が使用不能となり交換するため、同額歳入で保険として入ったものでございます。次、6目の秋田県自然体験活動センター管理費56万6,000円につきましては、給料と職員手当、次のページの共済費でございます。

次、45ページの10款教育費5項保健体育費、学校給食共同調理場運営費28万1,000円につきましても、給料と職員手当、共済費でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 津波ハザードマップについてちょっと質問したいと思います。

先日、総務課長から500万円の内訳の説明をもらいましたが、前にもらってあるこの防災マニュアル、これの内訳についてちょっと教えてもらえませんか。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） お答えいたします。

以前、21年度に作成した防災マニュアルですが、これは33万8,000円でできております。この内訳としましてはですね、原稿を町の総務課で作っております。それを印刷製本のみを印刷業者さんの方をお願いしたということで、33万8,000円で済んでおります。

以上です。

○議長（須藤正人君） 5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 金額が足りなくて安心しました。ですが、このマニュアルはほとんど使い物にならないですよ。津波浸水予想図、これ見たって何かわかるすか。例えば、自分も船出したり潜水したりしていますが、そういう時には常に、もし何かあったら、地震が来たら、どこにどう逃げるか常に頭に置いています。東日本大震災でも、例えば前の津波はここまでだからもうちょっとここまで逃げてれば大丈夫だろうと、そう思って被災された人もかなりいると思います。ですから、こういうマニュアルも大事ですが、ハザードマップも大事ですが、それに頼るのではなく、常に津波の際には、ましてこの八峰町のような沿岸地域では、常に地震があつて津波の発生する恐れがあるときは高台にいち早く避難すると。それを常に頭に置いておくべきだと思います。その中でもね、我々だったら逃げる時には大概どこでも逃げれますよね。急な坂でもどこでも。ですから、その中で何を気をつけなければだめか、何を優先しなければだめかという、やはり足の不自由な人、走れない人、そういう高齢者を含めたね、そういう人たちをどうやって避難させるか。これが大事だと思うんですよ。ですから、500万円の金をかけてどういうものができるかわかりませんが、津波ハザードマップ、それを作ればいいのか、自分はそれより先に避難路の確保、整備、そっちの方が先だと思うんですよ。どう思いますか。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 門脇議員がおっしゃるとおりでございます。前に作ったマニュアルについては、まず内容としてはですね地震とか風水害、火災、そういう災害があつた場合に対しての日ごろの何といいますか、備えや普段の心がけをまず中心に作ったものでして、津波に関してはおっしゃるとおり不備でございました。それで今回その不備を直すためにですね、このハザードマップ、我々ではできないので、それを業者さんに依頼して委託して作ってもらうと。その際にですね、その一番大事なのが作るのが目的ではないので、それを活用してもらつて常日ごろからですね避難路、それから避難場所を確認してもらつと、それが一番大事です。門脇議員が言ったとおり、マップを作る前に避難路とかそういうのを整備したらいいんじゃないかというご意見も全くそのとおりだと思いますが、このマップを作っていく際に、これは自治会さんの方に我々が入って行って一緒にその、どこが避難路としていいのか、そういうのも聞きながら一緒に作っていけば、それもまた啓蒙になるだろうと思っております。いずれその避難、高台に避

難することが一番大事なので、その一つの手段としてハザードマップをまず利用したいんだということで今回挙げさせてもらいました。なので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） ハザードマップを全て否定はしませんが、さっきも言ったとおりね、例えば日本海中部地震のときはこの辺まで波が来た。それが8mを想定したものであればね、それ以上の10mを想定するのか15mを想定するのかわかりませんがね、その際は大体この辺まで波が来るだろうと、そういうのはね、コンサルタント頼まなくても十分わかると思うんですよ。だから例えば、このハザードマップを作らなくてもね、避難訓練とかを各自治会とかで実施したり、そうすればね、どこに避難路が足りないか、どこを避難路を整備しなきゃダメか、一番わかるんでねえすか。そう思いますけど。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） その避難訓練は非常に大事です。ですので、近々、議会が終わって6月中にはですね、各自治会にそういうことも含めて、その避難訓練、それから自主防災組織ですか、そういうのを全体を含めてその自治会さんの方と話し合いをしていきたいと思ってます。このハザードマップも非常に大事だということは、その学者さんとかですね国・県からもですね作りなさいという指導が前々からあったんです。それで非常に高額なものですからなかなか皆さん作るのが進んでなくて、県内でもまず対象8自治体があるんですけども3自治体しか作ってないということで、今回はほとんどの自治体さんが、その関係自治体さんが津波ハザードマップを作るということを聞いております。能代市さんも三種町さんも作るということなので、それからもう一つ、先ほど高齢者の対策ということでしたけども、要援護、支援養護者ですか、その会議もですね近々、その計画ができておまして、それは去年でしたかな、支援計画ができています。それを今度具体化していくためにまた会議を持っていくということになっております。その高齢者とか要援護者の方とかのための施策もこれからやっていくということです。ちょっとあれですけども、以上で終わります。

○議長（須藤正人君） 5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） これほど有能な職員がいて、地域実情に精通した自治会の人たちがいてね、何でコンサルタント、何で金をかけなければいけないのか。十分、職員とかそういう自治会の人たちで対応できると思うんですよ。ハザードマップの予算

はすぐつきますが、避難路の整備の予算はなかなかつかない。そうなったら本末転倒じゃないですか。町長どう思いますか。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず今回、東日本大震災、更には、さかのぼれば日本海中部地震も経験しています。日本海中部地震を経験した割には津波に対する備えも不十分だったのかなというふうに思ってます。この際、やっぱりそういうものを全般的に見直しをするということが今回のねらいでございます。

今、門脇議員がおっしゃったように、確かに避難路の整備、ハード的な部分です、これもしなければなりませんし、それから今おっしゃったようにまず逃げる、どういう経路でどこに逃げる、どういう体制で逃げる、弱い人をどういうふうに運ぶ、こういうものをですね総体的に今回の計画で見直しをかけていくということでもあります。災害時の要援護者支援計画については、昨年からリストアップをしながら、これは個人情報にかかわることもいろいろありますけれども、一応そういう申し出を受けまして大体リストがまとまりましたので、しからばその地域にどの程度どういう人がいて、どういう手立てでやるのか、これはもちろん町だけでなくいろんな社会福祉団体やら、あるいはまた地域の助けを借りないといけません。従って、今までと違ってコンサルタントに丸投げをして、はい作ってください、そういう意味のハザードマップとかでなくて、実際住んでいる住民の声を十分反映をした形で、しかもこれを網羅した形でのものを作るというのは従来と違った形でございます。全てですね職員の手だけで作るというようなことも一つの手立てでございますけれども、やはり実際、具体的なものを作成する場合はですね、そういった形の専門的な知識もやっぱり使わないとなかなか完全なものではできませんので、そういうものを合わせながらやっていくということですが、やっぱり従来と違っているのはそういった地域の方々のですね声を聞いていきたいと思っています。

既に自治会長の皆さんにも自主防災組織の関係であるとか、あるいはまたそういった地域ですね避難訓練の関係であるとかをお願いしますけれども、各その自治会によってはもう既に自分の自治会の中ですね、そういった道路とかそういうものを点検している自治会も既にごございますので、我々としても今この予算が通り次第ですね、終わり次第すぐにですね取りかかって、県とかいろんな計画を待っていてももう3年もかかりますので、すぐやれるものをまずやっていくという考え方で、いつ津波が来るか地震来る



かわかりませんので、やれることを早急に進めていく立場ですので、今おっしゃったようなご意見も参考にしながら、ぜひ地域住民一体となってみんながですね合意できるような作りながらいきたいと思っています。

特に今回、議会では明日明後日の一般質問でもほとんどの方がこの震災対策に触れていますので、今おっしゃったようなことがおそらくまた繰り返しお話しされると思いますので、そういった意見なども聞きながら、我々としてもこの後、従来と違った形でそういうものを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 過疎債から歳入から歳出、3つ関連あるんですが、生産物の荷捌き施設の改修事業費の補助金関係でございます。大変大きな金額、減額補正されております。お話、この前全協で聞きましたが、国の予算の成立のめどがちょっと立たないようだというようなことのようにありますが、これを取り下げることによって関係の方々、大変困るんじゃないでしょうか。当初予算で予算計上したと思うんですが、もう6月で減額補正すると。もうちょっと何らかの手立てを考えながら、これらを実施すべく方向に持っていくべきと思うんですが、どうしても今回減額補正しなきゃならないのかですね、そこいら付近をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

この強い水産業づくり事業につきましては、漁協さんの方から要望がございまして町の方も応援しようという形で進んでおりました。前々からお話したとおり、ちょうど底引きが休業となる7月、8月に集中的に工事を行って完成させたいと。それ以外であれば非常に漁の方で困るということもありましたので、そのタイミングで行いたいということで要望したわけですが、先ほどからありましており国の予算の成立等の遅れもありまして、このまま要望した段階ではその時期がずれるということから、漁協さんの方でもそれでしたら来年度の方の7月、8月に向けて要望していこうということになりましたので、取り下げることとさせていただきます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 3点についてお尋ねをいたします。

まず23ページの予防費、肝炎検査補助金がありますけれども、この肝炎検査も含めていろんな大腸がん、胃がんの検診で無料、国・県の補助金で年齢区切ってやってるんで

すけれども、この結果というものは町の方にデータが返ってくるのでしょうか。例えば肝炎検査をした場合、何人、個人情報もありますのであれですけども、何人に肝炎の疑いがありますよとか、そういうふうな情報がこちらの方に返ってくるのかどうなのか、その辺をちょっとお伺いします。

それとですね、36ページの住宅管理費の住宅リフォーム支援なんですけれども、22年5月、全協の時に出了された資料によりますと22年5月31日現在で申請状況が出てますけれども、県・町の併用、県のみを使った場合、町のみを使った場合とありますけれども、前々から50万円に限らず小規模でも直したいという人があれば、町単独の補助だけでもできないかということで何回かこう質問したことあるんですけども、これによりますと町のみ単独の補助を受けた77万3,000円、77万8,350円の工事のようですけれども、町のみ補助金、これ50万円以上の場合で町も県の利用できたんでないかなと思います。が、この町のみ補助ということもやっぱりあり得るんだなということで、この辺ちょっともう少し町のみ補助金の状況についてちょっと教えてくださればありがたいです。

それとあと37ページの、先ほど門脇議員の方からもかなり詳しく質問ありましたけれども、私も一般質問してますので余り詳しくは聞きませんが、ただ一つ確認したいのはですね、よく全協のときから言ってますけども、自治会に入って行って自治会の意見を聞いてハザードマップを作るとか、そういうふうなことをよく話しされてるんですけども、やっぱり大本はですね町の方で、ただそのこちらの方はプロですのでいろんな情報がたくさん持っていると思うんです。町の方と町民の場合としては、いかにして高台に逃げるかというふうなことのその道筋を、ここがいい、ここがいい、ここを直してほしいというふうなことが出ると思うんですけども、ただそれだけの町の望み方ではなくてですね、ハザードマップの方にもそうですけれども、収容人数が、例えばこの地域だとこのくらいの収容人数が、具体的に言えば茂浦の場合は八森小学校に逃げるといことなんですけれども、どのくらいの収容人数がここに入るのか、この地域が全部入った場合はどうなのか、各地域のその収容人数、そういうのもやっぱり町の方でしっかり把握してですね、それと備蓄状態、町の方には備蓄をしているということですが、今いろんなマスコミのあれを見ると、高知県だっけか、どこだっけかでもう備蓄が全部被災地に回ってしまってたというふうなことが何かあったりして、その備蓄もですね、この町にあると思うんですけども、ただその収容場所、避難する場所にもある程度の備蓄の状況があるんだってというふうなことの示し方とか、そういうふうなこともやっぱり

ハザードマップに必要でないかなと思うんですが、ちょっと気になるのは、自治会に話を聞いて、その自治会の意見を聞くということだけに陥りますと、やはり肝心要のところが抜けますので、町としてもしっかりした資料を提供した上で自治会に話をさせていただきたいと思いますが。もう少し詳しく総務課の方からご返事をお願いします。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君）

見上議員の1点目ですね、いわゆるがん検診、ここに予算化されている検診ありますけれども、その検診結果が要は町の方に来るのかというようなことだと思います。それで、うちの方では当然来るものと考えてます。国の、確かに今、個人情報云々という問題がありますけれども、国の要綱等でもそれを求めるようにというような指導であったと思いますので、いずれ私、この事業でやったものについては町の方でも把握していくと、そういう形、スタンスしております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） それでは、住宅リフォーム関係についてのご質問にお答えします。

最初に、県・町併用につきましては、県の補助金要綱、これに合致しているものという形での件数となっております。それから県のみとなっておりますのは、以前、企画財政課の方で行いました環境に優しいという、その補助金を使ってですね、町の補助金、既に50万円到達した方、これは今回町の補助金からの要綱から除いておりますので、その件数となっております。ここで11件となっておりますが、県にストレートに補助申請している方もおるかと思っておりますので、これはあくまでも町の申請を通した、町を通じて県の方に申請したという件数になっております。それから町のみなんですが、このものにつきましては、去年一昨年3月1日、県の方で債務負担組みまして補助金要綱、ところがその間にですね工事を実際に行っていて、完成したのが3月に入ってからという方がおりました。この方1名につきましては、3月1日前の着工でありましたが適用というふうに認定してございます。それからもう1件につきましては、新築で住宅を建て、その後に車庫を建設したわけなんですけれども、県の方の確認申請、それらの手続等の認定から県の方ではその車庫分についてのリフォームという形はできないと。町の方では車庫、物置、それらについて対象とすることができるというふうになっておりますの

で、その1件分、合計2件41万6,000円分、これを町のみという要綱に沿った形で認定しております。

それから10万、20万の全体事業費なんですけれども、今現在、町の補助金の要綱は県に則って50万円からという交付になっておりますので、現状はその要綱に従って行っております。今後において県がどのような対応、また、町単独ということも視野に入れた場合には、要綱の見直しを行いながらその適用の拡大も検討という形にはなっていくのかなというふうに思っております。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） ハザードマップの件でございますが、自治会に全てを任せるわけではないので、まずプロに委託して一緒に作成していくということなので、もちろん今までの作っている自治体さんのものも参考にしながら、まずはほとんどは作成できるんです。ただですね、我々がわからない例えば自治会内のこういうところも避難路にできるよとか、そういう何といたしますかね、普段使っていないようなところでもあるかと思えます。そういうのを実際に聞きながら入れていきたいということです。

それでマップのですね、まず一番の目的といたしますか、それはまず避難するためのマップなんですね。その情報がですね、マップの中にいろんな情報がありすぎると、これまた逆にまた何といたしますかね、そうなんです、余り役に立たないというか、ですから肝心のところを抑えていくマップにしたいと思っております。それで、おっしゃるとおりその避難所に備蓄品がある避難所とか、そういうふうな印はつけれるかと思えます。

ただ、そこもちょっと余りにもごちゃごちゃしてしまえばいけないので、それはまた相談していきたく思いますけれども、それから収容人数がですね幾ら入る避難所なのかとか、そういうのもですね、まずデータとして自治会さんの方に入る場合はですね、そういう資料をですね、しっかり準備して行って説明したいし、実際の物もですね、ハザードマップというのはこういうものだということをですね実際に見てもらって、いろんなことを相談しながら独自のものを作っていきたいなと思っております。

足りない部分があったらまたお願いします。以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 防災の日に田中部落で大津波を想定した避難訓練が行われて、徒歩で峰栄館に避難した、こう午前中の町長の報告にありましたけれども、それこそ田中部落の住民のお話で、高台から低地に避難させられたものなど。峰栄館のある場所は低地

なんですよね。今度、防災マップでその避難場所の見直し等も行われるようですので、どうかそういう点も考慮の上で、住民からこういう疑問視する声があったということを伝えておきます。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 柴田議員がおっしゃるとおりで、たまたま峰栄館の方で防災訓練その他の防災訓練もやることにしておりましたので、一応まずその距離的なものと時間的なものと経験したいなということもありました。実際に避難所とする場合はもちろん高台の方も示したいと思います。ありがとうございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 16ページ等なんですけど、ホームページ関係の移行業務委託、それからGISの関係で聞きたいんですけど、ホームページの充実を図るということでここ2年間、町の方からの回答を得てそれなりに見守ってきているところでありましてけれども、最近変わって新しく追加になってるのが議会条例、条例の関係のアップとですね、2月議会のアップが最近の更新記録かなというふうに思っています。それなりに努力はしているというふうには見てますけども、先日、ある職員から聞いたところによると、現在利用しているサーバーがパンクしているという話で、なぜそういうふうなことが起きているのかというふうなことを疑問に思ったわけですけども、今回のこの委託の金額でサーバー変更してこのボリュームをアップして、それが改善になるのかどうかということとですね、それに伴ってそれを機会にもっと情報公開というものをスムーズにやってくれるのか、その辺をひとつ確かめたい。

それからGISの関係ではですね、現在、当初予算ではソフトだけ買ってあると。今回は、それを使う、基本的な衛星写真だろうと思うわけですけども、それを買うための予算だというふうに認識しているわけですけども、その衛星写真というのは今回買うだけで収まるのか、今後も追加的にこう買っていかなければならないのか、もしくは何年かごとにそれを更新していくことになるのかですね、そこら辺もちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） それでは、最初のご質問のホームページ関係なんですけど、山本議員からは質問があるだろうなということでもいろいろとかなり詳しくメモしてあったんですけど、いざ蓋を開けてみたらちょっとメモがなくてあれですけど、いずれ今回、16

ページに上がっておりますホームページCMS移行というのは、ホームページの改善に繋がるそういったものに関係するものではないということをご理解をいただきたいと思っております。実はこの内容につきまして少しだけ説明させていただきたいと思っております。

今年度、役場の電算システムそのものを改修するという事で計画しているわけですが、その細部の調査をやっていたら、ホームページのシステム、このCMSというのが独自のサーバーとして管理されてなくて、今の役場の電算のシステムの中に入っているということで、今年の事業ではこのホームページのサーバーといいますか、このソフトまで改修する予定ではありません。それで、要するに電算の方の改修を行うということにしていたので、その中に入っている関係から、こちらの方も必然的に独立させなければだめだということで、改めて予算が必要だということで、今回お願いしているところでございます。

次に、今度、ホームページの関係なんですが、いずれ山本議員はじめほかの方からもご指摘、ご指導いただきまして、各職員それぞれ努力しております。その結果、情報量的には相当な量になっております。

ただ、それが満足のいくものかどうかちょっとわかりませんが、いずれ努力はしております。それから、いろいろと調べてみたら、やはりソフト的に立ち遅れている面もあるということで、現在、無料です、専門業者の方へお願いいたしまして調査をお願いしております。その結果が6月頃出るということで、それを踏まえてこの後、完全にソフトを入れ替えるか、それともちょっと直せば使えるものなのか、そこら辺の判断を踏まえてこの後対応をしていきたいと思っております。いずれその判断でだめだということであれば新しいものに切り替えて、ソフト的にも更新していきたいと考えております。

またちょっと戻りますけども、今回のこのCMSの移行をやらないとこの後ホームページの公開に支障が出るということでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 2点目のご質問にお答えいたします。

G I S、これはページ28ページの林業振興費の中の森林情報閲覧システム（G I S）導入業務委託のことだと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

それで、これは国の補助事業でありまして、当初予算を組む時はまだ具体的な中身は

決まってませんでした。ただあるということで、それでこれを、事業を活用して各市町村で森林の計画書、これを作るわけですけども、当初予算のときは何ですかね、衛星撮影写真購入費、これはつくつかないかわからなくて上げませんでした。それで、この前内示を受けた段階でこれが追加となったということです。それから、導入ライセンス数、これも3台分追加になって今回内示を受けておりまして、これらの2つを合わせて今回補正に計上いたしました。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 今の衛星写真のことなんですがね、そのGISの情報欄見ると立木の年数までわかるような情報が出てるわけです。それって本当に衛星写真から撮っただけで各、各っていうか、その見える山のですよね立木の年数まで現実にはわかるものなのかどうかちょっと確認しておきたいと思うんですが。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） そこまで詳しいことは私はわかりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） すいません、もう1点お願いします。

先ほどホームページのことであつたんですけども、ホームページの中に議会の開催の予告とかそういうのが載ったことがあるんでしょうか。この議会の予告というのを町民の皆さんにはどのように知らせる手段を取っているのか。ちょっと関係ないと思うんですけども、ちょっとホームページにそういうふうな点があるのかなのか。もしよろしかったら、その議会の開催の予告を町民にどのように知らせていくつもりなのか教えてください。

○議長（須藤正人君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） まず、私をご指名の形でお聞きしてるかと思いますが、そうでなければ直接代わりますけれども、私からお答えさせていただければですね、ホームページの管理、掲載したり削除したり、これにつきましてはそれぞれの担当課が行うということで、これは統一した見解、そのようにやっておりますので、この件に関しては議会事務局長の方から。結局、そのようにやっていただかなければいけないと。ホームページの運用に関しては、システムとかそういった機器に関しては企画財政課の情報担当がやっておりますけれども、その他の情報掲載とかそういったものでソフトというんですか、運用的なものにつきましてはそれぞれがやるということにしております。そ

うということですので、お答えいただくとすれば議会事務局長が適切かと思えます。

○議長（須藤正人君） 議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） 見上議員からの質問で、ここから回答していいのかわかりませんが、一応今年の春からそれぞれの課の所管のホームページの改善を図ってまして、議会の方も今回、実は今までなかったらしいんです。それで春から上げてまして6月定例会の予告も入れておりますし、それから傍聴、それから陳情・請願等のやり方、それから議事録等についても掲載しております。開示も進めております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 津波ハザードマップ、予算500万円のうちコンサルタント分が220万円であります。何かあればコンサルタントに依頼する、お金をかければいいものができるような創意工夫のない、感じられない予算に対して、反対いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第53号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 私の方からご説明します。

その前に先ほど見上議員さんの方から質問あった件ですが、出産一時金の23年度の見込みは12名で予算計上してございます。以上です。

それでは、議案第53号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。



平成23年度八峰町の国民健康保険勘定特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億6,453万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

それでは、5ページの方見てもらいます。この表ですと、前の全協でご説明いたしました表を細分化したものでございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額が減額の2,168万円。内訳が、節の1節で医療給付費分、現年度分でございます。これが686万7,000円の減額でございます。2節が後期高齢者支援分、これも現年度分でございます。これが1,207万9,000円の減額です。それから3節の介護納付金、これも現年度課税分です。これが273万4,000円の減です。合わせまして一般被保険者分で2,168万円の減額です。それから2目の退職被保険者等国民健康保険税でございます。これも補正額が118万2,000円の減額でございます。内訳といたしまして、節が1節で医療費給付費分、これが現年度課税分で65万5,000円の追加でございます。2節の後期高齢者支援分、現年度分でございます。これが46万1,000円の減額です。それから3節の介護納付金、現年度課税分です。これが137万6,000円の減額でございます。全体で、税関係で2,286万2,000円の減額でございます。

次のページです。4款1項医療給付費関係でございます。1目療養給付費交付金、これは343万6,000円の追加でございます。これは確定でございます。5款1項前期高齢者交付金、これは38万9,000円の減額でございます。これも確定数値でございます。

それから次のページの10款繰越金でございます。その他繰越金ということで22年度からの繰越金が決まりましたので、1,765万7,000円の追加でございます。それから11款諸収入、雑収入でございます。これは415万6,000円の追加でございます。これは前にも説明いたしましたが、国保連の算定誤りの追加になる部分でございます。

次に、8ページでございます。歳出の部分でございます。3款1項1目後期高齢者支援金20万1,000円の追加でございます。これも数値が固まった部分でございます。4款1項前期高齢者納付金1目前期高齢者納付金、これも7,000円の追加でございます。それか

ら5款老人拠出金でございます。1目の老人拠出金でございます。これも1万円の追加でございます。それから7款の共同事業拠出金でございます。1目の高額療養費共同医療費拠出金47万4,000円の追加でございます。これも算定誤り後の数値でございますので、追加してございます。

それから、次のページです。10ページです。10款の諸支出金の償還金でございます。これ130万6,000円の追加でございます。これも連合会の算定誤りの部分で、逆に支払われる部分の130万6,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第54号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第54号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額から歳入歳出それぞれ472万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,336万3,000円とするものでございます。

内容については5ページをお開き願います。2、歳入、5款1項1目繰越金でございます。今回、人件費の削減等に伴いまして繰越金472万8,000円を予算減額いたします。補正前までは1,614万9,000円を見てございましたが、今回の補正後における留保額につ

いては2,099万6,000円というふうに試算してございます。

それから次の6ページ、3、歳出でございます。1款1項1目一般管理費です。ここで3の職員手当等、これ下から2番目の「児童手当」となっておりますが、このところが「特殊勤務手当」の打ち間違いでございますので、ご訂正をお願いしたいと思いません。

給料、職員手当、共済費につきましては、人事異動に伴うものの減額でございます。18の備品購入費200万円でございますが、今回の震災、停電を受けまして、給水、観海地区、岩館地区で給水ができないというふうな事態がありましたので、自家発電機、これを用意することによって2t車のトラックに積んでですね、各配水池、これを移動しながら、時間的に給水、蛇口から直接給水できるようにすれば、幾らかでも住民の負担の軽減が図れるだろうということで、このものの1台を購入したいということで上げてございます。

説明は以上でございます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） 6ページの自家発電機なんですけれども、結局、岩館地区と観海地区の自家発電ということになりますと、1台100万円くらいになるのかな、その辺はちょっとわからないんですけれどもね、これをやって、それで給水の方にタンクに水を汲んで各地域に素早く回して歩くというふうなことの説明だったと思うんですけれども、とすれば発電機1台が、今の説明ちょっとわからなかったらちょっと補充してください。直接その自家発電をつけることによって、直接、各家々の水道をひねると水が出るというようなことではないんですね。ちょっともう一度その辺教えてください。
- 議長（須藤正人君） 武田建設課長。
- 建設課長（武田 武君） 今回の震災では樁台、ここにも配水池という形で水道水をためているものがございます。それからもう1カ所、観海地区では横間地区に配水池を設けている、中継の施設がございます。現在どちらでも発電機がないものですので、そこで電気、自家発の電気によりまして給水、水を送ることができます。そうすると各家々で水道をひねって使えるという形になります。今回の震災では6台、自家発電機を用意しております。今言ったその2カ所、それから真瀬川から汲み上げるこの自家発電機、それから逆に観海地区の配水池、ここで水を作る、ここで4台という形になります。そ

れから、あと岩館地区においては小入川から汲み上げるところに1カ所、それからあと、旧岩館小学校の入り口に配水池がありまして、そこに1カ所という形のものが必要で、今回6台というか実際これをフルにやるとすれば6台必要なわけなんですけれども、今回は2t車にこのものを積みまして各々配水池の水量、それを確認しながら時間的な給水という形で、できるだけ水を運ぶ手間を軽減してあげればというふうに考えてございます。運用の方法については、各々回る巡回の給水、それもあわせますが、その発電機で水を送れる、送ってる状態では、その時間帯においては蛇口から直接水をためおきできるというふうな形になります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今のに関連して、それこそ停電になった場合、自動的に自家発電に切り替わるような品物なのかどうか。金額的に見れば大分高い金額なので。それとも職員が行ってスイッチ入れてエンジンかけなきゃならないしろものなのか、そこを教えてください。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 各八森地区、それから峰浜地区においては、施設にもう自家発電機、これがもうついておりますので、これで、その地区に限っては断水することなく停電になっても給水ができております。今回のものはですね、その自家発電装置がないもので、移動式の、レンタル等でやっている自家発電機、これの36kWというのが2tに積む最大だということですので、それを1台用意するという形です。当然そこからケーブルを引っ張ってポンプの方に接続してというふうな運用で対応していきたいというふうに考えてございます。いずれ今現在、観海、八森地区簡易水道の整備の中で観海地区の今管路だけの整備なんですけど、いずれ取水池、配水池等ができれば自然流下できるように、かつ、そこには自家発電装置、これをつけて対応したいというふうに考えてございますので、ここを、この事業が完了するまでの間、当分こういう形での運用にならざるを得ないというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第54号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時40分までお願いします。

午後 2時33分 休 憩

午後 2時40分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第18、議案第55号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長(武田 武君) 議案第55号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額から歳入歳出それぞれ584万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,412万5,000円とするものでございます。

内容については5ページをお開き願います。2、歳入、3款1項1目一般会計繰入金591万9,000円の減額です。この分に関しては、異動等に伴う人件費関係の減額です。それから4款1項1目繰越金7万5,000円の追加でございます。前年度繰越金でございますが、このものについては過誤納付金に係る返還金、還付金の財源に充当してございます。ちなみに繰越金につきましては、今回の補正後、3,121万5,000円の留保額というふうに見込んでございます。

次、6ページ、次のページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目一般管理費2節、3節、4節、これは異動に伴う人件費の移動でございます。23償還金及び利子割引料ですが、過誤納付金関係でございます。7万5,000円。このものに関しては、納付書と口座振替、二重納付によりますその還付金として8,000円、それから分担金関係なんです

が、このものについては土地を借りてあった人が6万円納めておったんですけれども、地主が土地を返してくださいと言った場合に分担金の問題に生じるということで、地主さんが一括して12万円、全額納めたことから、そのものを返すものでございます。6万円に7,000円の還付加算金というものになります。

説明は以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第56号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） それでは、議案第56号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ116万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,185万円とするものでございます。

内容については5ページをお開き願います。2、歳入、5款1項1目一般会計繰入金でございます。今回の補正に伴うものは全部人件費関係でございまして、これの増額なるものを一般会計から116万7,000円を繰入金として受け入れるものでございます。

次、6ページ、歳出でございます。一般管理費関係ですが、今回の異動に伴う人件費関係116万7,000円でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第57号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第57号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,999万2,000円とするものでございます。

内容については5ページをお願いいたします。4款1項1目繰越金でございます。今回につきましては、前年度繰越金1万2,000円を還付金の財源として充当いたします。

次、6ページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目一般管理費です。23節償還金利子及び割引料ですが、過誤納付還付金ということで1万2,000円計上しております。このものに関しましても、口座振替分、これが予定の期日に落ちないで納付書を発行しました。そういう形の中で、納付書、それから口座振替、翌月に行った口座振替等という形で二重納付となりましたものを還付するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第58号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。藤井事務長。

○町営診療所事務長(藤井登志子さん) 議案第58号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)について、説明をいたします。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,493万3,000円とするものでございます。

内訳については5ページをご覧ください。歳入、4款1項1目繰越金20万円を補正をするもので、これを財源とするものでございます。実際の繰越金については2,627万円を予定しております。

次に、6ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費の人件費の補正でございます。これについては、ほかの方の会計とも同じく給料、職員手当、共済費の補正でございす。

よろしく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) ちょっと関連質問したいんですけども、よろしいでしょうか。

先日ちょっと診療所を覗きましたら休診になってたんですけども、私も町のたよりをしっかりと見ているわけではないんですが、休診の場合は予告があるとか、いついつ休診しますとか、そういうふうなのが、予告があったのかどうなのか。休診した場合は職員体制はどういうふうになっているのか。ちょっと関連してお伺いしたいんですが。

○議長(須藤正人君) 藤井事務長。

○町営診療所事務長(藤井登志子さん) 今のご質問にお答えします。

今月9日、10日について、先生がドックのために休診いたしました。これについては、お知らせ版に載せてあります。また、患者さんにも休みだというチラシというか、ちよっ



としたメモ的なものを配っておりまして、周知はいたしております。

休みのときは、職員、臨時職員についても有休を利用して休みを取っております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） これを見ますと、職員数が変わっていない中で、たぶん4月1日付けで管理職になった人の分で人件費が上がってるように想像できるわけですが、この中で共済費の中の共済組合の負担金だけが12万7,000円上がっているということなわけですよ。ということはですね、今年度からその共済費が上がったのかどうか。ここだけ見るとそういうふうに見えるわけですが、これというものは全職員該当になるわけです、と見れるわけですね。その辺ちょっと教えてください。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 人件費の総体のことなので私からお答えいたします。

今回は共済組合の短期負担金、いわゆる医療費関係の負担金の率が上がったということで、全般にそうっております。副町長も説明の一番最初に共済組合の負担率が上がったということもおっしゃってございましたけれども、実際にはですね、藤井の場合……負担率は1000分の4.5875上がっています。

○議長（須藤正人君） 9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 全体でどのぐらいの額が今回上がったのか、わかりますか。

○議長（須藤正人君） 田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 大変失礼しました。各会計の一番最後の方に給与費明細書があるんですが、これを足していくことになりますので、すいませんが後でご報告いたしたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第58号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は6月17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。皆さんご苦労さまでございました。

---

午後 2時56分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須 藤 正 人

同 署名議員 13番 芦 崎 達 美

同 署名議員 1番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2番 見 上 政 子

